

平成 31 年度 第 1 回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：平成 31 年 4 月 22 日（月） 午後 3 時 30 分から午後 5 時 5 分

2 場 所：鹿屋市役所 7 階大会議室

3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	欠	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	欠	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

推進委員

出	垣内 直人	出	栗山 タカ	出	西元 貞幸	出	清水 洋平
出	大園 和幸	出	高田 裕幸	欠	徳田 潤一	出	入佐 哲朗
出	鶴田 勉	出	田村 利秋	出	本村 ヤス子	出	川崎 守
出	上穂木 紀順	出	村場 重穂	出	釘田 秀人		
出	永山 智哉	出	藏ヶ崎 俊光	出	有馬 研一		
出	谷口 芳久	出	鬼塚 哲郎	出	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係主幹兼係長 南 誠
 主 査 山中 俊明
 アグリ起業ファーム推進室主事 甲斐 涼太郎
 主 査 千歳 雄大（前担当）
 農地整備課 地籍調査推進室主幹兼室長 吉永 和広
 主 査 小川 善弘

5 事務局職員

局 長 長友 浩志
 次長兼振興係長 西迫 博
 農地係長 下原 隆二
 主 査 福嶋 雅明
 主 査 鳥巢 良和
 主 査 根木原 英一
 課 長 吉永 隆治（輝北総合支所産業建設課）
 主 査 梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）
 主 査 鎌田 浩一（輝北総合支所産業建設課）
 主 査 村場 浩秋（串良総合支所産業建設課）
 課 長 岩元 洋一（吾平総合支所産業建設課）
 主 査 下川路 茂（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地転用の事業計画変更について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・地籍調査事業に伴う地籍調査推進員の推薦について
[報告]
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・農用地利用配分計画の認可について (通知)
[その他]

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 新村 良廣 委員 ・ 上之原 昇 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

平成 31 年度 第 1 回鹿屋市農業委員会総会議事録

平成 31 年 4 月 22 日 (月) 開会 午後 3 時 30 分 閉会 午後 5 時 5 分

鹿屋市役所 7 階大会議室

(開会)

局 長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」 着席してください。

議 長 ただいまから、平成 31 年度第 1 回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局 長 本日の欠席は寺下委員、牧之瀬委員の 2 名です。出席委員数は、19 名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお、推進委員の欠席は、徳田委員の 1 名です。あと、堀之内委員が遅れるとの連絡がございました。鹿屋市農業委員会規則第 13 条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以後の議事の進行は、木場会長にお願いいたします。

議 長 鹿屋市農業委員会規則第 31 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号 4 番の新村委員と、5 番の上之原委員を指名します。なお、本日の会議書記は、事務局職員の福嶋主査を指名いたします。これより議事に入ります。

議 長 1 頁、議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 1 号、1 頁から 39 頁です。初めに利用権設定について、2 頁で説明します。公告年月日は、平成 31 年 4 月 23 日です。合計面積は、30 万 5 千 766 m²、うち更新分 14 万 5 千 675 m²、内訳、田 10 万 8 千 527 m²、畑 19 万 7 千 239 m²です。利用権を設定する者 103 人、設定を受ける者 77 人です。始期は、いずれも平成 31 年 5 月 1 日です。期間は、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年、6 年、8 年、10 年です。次の 3 頁から 30 頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに 3 頁です。1 番から 4 頁の 5 番までは、設定期間が 1 年です。3 頁、1 番は賃借権で新規設定。2 番は、使用貸借権で再設定。3 番は、賃借権で再設定。

次に、4 頁、4 番、5 番は、賃借権で再設定。

次の 6 番から 5 頁の 9 番までは、設定期間が 2 年です。4 頁、6 番は、使用貸借権で新規設定。7 番は、賃借権で再設定。8 番は、使用貸借権で再設定。

次に、5 頁、9 番は、使用貸借権で再設定。

次の 10 番から 8 頁の 24 番までは、設定期間が 3 年です。5 頁、10 番は、使用貸借権で新規設定。11 番、12 番は、賃借権で新規設定。

次に、6頁、13番から17番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、7頁、18番、19番は、賃借権で新規設定。20番、21番は、賃借権で再設定。

次に、8頁、22番は、賃借権で再設定。23番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。24番は、賃借権で再設定。

次の25番は、次の頁にかけて、設定期間が4年で、賃借権で再設定。

次に、9頁、26番から15頁の52番までは、設定期間が5年です。9頁、26番、27番は、使用賃借権で新規設定。28番、29番は、賃借権で新規設定。

次に、10頁、30番から33番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、11頁、34番から38番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、12頁、39番、40番は、賃借権で新規設定。41番、42番は、賃借権で再設定。

次に、13頁、43番から47番までは全て、賃借権で再設定。

次に、14頁、48番は、賃借権で再設定。49番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。50番は、使用賃借権で再設定。51番、次の頁の52番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に、15頁、53番から23頁の83番までは、設定期間が6年です。15頁、53番から55番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、16頁、56番から58番までは全て、賃借権で新規設定。59番は、使用賃借権で新規設定。

次に、17頁、60番は、使用賃借権で新規設定。61番から64番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、18頁、65番から67番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、19頁、68番は、賃借権で新規設定。69番、70番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。71番は、賃借権で再設定。

次に、20頁、72番から75番までは全て、賃借権で再設定。

次に、21頁、76番から79番までは全て、賃借権で再設定。

次に、22頁、80番は、賃借権で再設定。

次に、23頁、81番から83番までは全て、賃借権で再設定。84番、85番は、設定期間が8年で、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に、24頁、86番から29頁の108番までは、設定期間が10年です。24頁、86番から89番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、25頁、90番、91番は、賃借権で新規設定。

次に、26 頁、92 番、93 番は、賃借権で新規設定。94 番は、使用貸借権で新規設定。95 番、96 番は、賃借権で新規設定。

次に、27 頁、97 番から 100 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、28 頁、101 番から 103 番までは、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。104 番は、賃借権で再設定。

次に、29 頁、105 番、106 番は、賃借権で再設定。107 番は、使用貸借権で再設定。108 番は、賃借権で再設定。以上です。

議 長 　ただいま事務局から説明がありました、3 頁、1 番から、4 頁、5 番までの 1 年もの 5 件です。何かご異議ございませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、4 頁、6 番から、5 頁、9 番までの 2 年もの 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、5 頁、10 番から、8 頁、24 番までの 3 年もの 15 件ですが、8 頁、23 番が鹿屋市農業委員会規則第 28 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、有村委員に退席をいただき審議します。

(有村委員：退席)

8 頁、23 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 　8 頁の 23 番は、貸人有村委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　有村委員に係る 8 頁、23 番の 3 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(有村委員：着席)

有村委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 3 年もの 14 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、8 頁、25 番の 4 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、9頁、26番から、15頁52番までの5年もの27件ですが、14頁、49番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、鶴田委員に退席をいただき審議します。

(鶴田委員：退席)

14頁、49番について事務局の説明をお願いします。

下原 14頁の49番は、借人鶴田委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 鶴田委員に係る14頁、49番の5年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(鶴田委員：着席)

鶴田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に14頁、51番と15頁、52番が議事参与の制限にあたりますので、上之原委員に退席をいただき審議します。

(上之原委員：退席)

14頁、51番と15頁、52番について事務局の説明をお願いします。

下原 14頁の51番、15頁の52番は、借人上之原委員が使用賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 上之原委員に係る14頁、51番と15頁、52番の5年もの2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(上之原委員：着席)

上之原委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの5年もの24件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、15頁、53番から、23頁、83番までの6年もの31件ですが、19頁、69番、70番が議事参与の制限にあたりますので、西ノ原委員に退席をいただき審議します。

(西ノ原委員：退席)

19頁69番、70番について事務局の説明をお願いします。

下原 19頁の69番は、借人西ノ原委員が賃借の再設定を行うもので、70番は借人西ノ原委員

が代表を務める法人が賃貸借の再設定を行うものであり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 西ノ原委員に係る 19 頁 69 番、70 番の 6 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(西ノ原委員：着席)

西ノ原委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 6 年もの 29 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、23 頁、84 番、85 番の 8 年もの 2 件ですが、84 番、85 番が議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

23 頁、84 番、85 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 23 頁、84 番、85 番は、借人福元副会長が代表を務める法人が賃貸借の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 23 頁、84 番、85 番の 8 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、24 頁、86 番から、29 頁、108 番までの 10 年もの 23 件ですが、28 頁、101 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、大園委員に退席をいただき審議します。

(大園委員：退席)

28 頁、101 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 28 頁、101 番は、借人大園委員が賃貸借の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 大園委員に係る 28 頁、101 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(大園委員：着席)

大園委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、28 頁、102 番と 103 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

28 頁、102 番、103 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 28 頁、102 番は、借入入佐委員が賃貸借の新規設定を行うもので、103 番は、賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 入佐委員に係る 28 頁、102 番、103 番の 10 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 10 年もの 20 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、31 頁、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について、事務局の説明をお願いします。

下 原 所有権移転について、31 頁から 34 頁です。31 頁で説明します。公告年月日は平成 31 年 4 月 23 日、合計面積は、1 万 3 千 566 m²です。うち、田 1 千 841 m²、畑 1 万 1 千 725 m²です。所有権を移転する者 6 人、所有権の移転を受ける者 6 人です。32 頁をご覧ください。1 番から 3 番までは、あっせん協議成立。4 番、5 番は所有権移転協議成立。

次に、33 頁、6 番は議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

議 長 次に、34 頁にあっせん事業活動報告が記載されていますので、1 番をあっせん委員の川崎委員、2 番を田村委員、3 番を畠井委員に報告をお願いします。

川 崎 推進委員の川崎です。1 番について、報告いたします。

4 月 4 日、譲渡人と譲受人の確認のもと、委員 2 名、事務局職員が同席し、鹿児島きもつき農協東部支所で農地のあっせん協議を行いました。譲受人は、鹿屋市の認定農家で、経営形態は、露地野菜を主としておられます。協議の結果、贈与で、あっせんが成立いたしましたことを報告いたします。以上です。

田 村 推進委員の田村です。2 番について、報告いたします。

4月4日、譲渡人と譲受人、確認のもと、委員2名、事務局職員が同席し、串良町細山田分館で農地のあっせん協議を行いました。譲受人は、鹿屋市の認定農家で、経営形態は、養豚を主としておられます。協議の結果、10アール当たり13万円の総額200,000円で、あっせんが成立いたしましたことを報告いたします。以上です。

畠 井 議席番号13番、畠井です。3番について、報告いたします。

4月4日、譲渡人と譲受人、確認のもと、委員2名、事務局職員が同席し、吾平総合支所で農地のあっせん協議を行いました。譲受人は、鹿屋市の認定農家で、経営形態は、肉用牛を主としておられます。協議の結果、10アール当たり40万円の総額1,640,800円で、あっせんが成立いたしましたことを報告いたします。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました、あっせん協議3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、所有権移転協議が成立したものの3件ですが、33頁、6番が議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

33頁、6番について事務局の説明をお願いします。

下 原 33頁、6番は、譲受人、福元副会長が代表を務める法人が所有権移転を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る33頁、6番の所有権移転協議の1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

議 長 次に残りの所有権移転協議成立2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、35頁、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、事務局の説明をお願いします。

下 原 中間管理権設定については、35頁から39頁です。35頁で説明します。公告年月日は、平成31年4月23日です。合計面積は、5万8千888㎡、うち、田2万4千662㎡、畑3万4千226㎡です。利用権を設定する者24人で、全て新規設定であります。始期は、平成31年

6月1日で、期間は5年、10年です。次の36頁から39頁は、設定期間、権利区分別です。36頁をご覧ください。1番は設定期間が5年で賃借権。

次の2番から39頁の24番までは、設定期間が10年です。36頁、2番から5番までは、全て、賃借権。6番は、使用賃借権。7番、賃借権。

次に、37頁、8番から12番までは全て、賃借権。

次に、38頁、13番から17番までは全て、賃借権。

次に、39頁、18番から24番までは全て、賃借権。以上です。

議長 ただいま説明がありました、36頁から39頁の5年もの1件と10年もの23件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、40頁、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第2号、40頁から47頁です。47頁で説明します。今回は、所有権移転26件で、内訳は、田、19筆、1万3千680㎡、畑30筆、5万41㎡、計49筆、6万3千721㎡です。

初めに、40頁です。1番は、田1千20㎡の売買です。2番は、田188㎡の贈与です。3番は、田1千84㎡の売買です。4番は、田1千513㎡の売買です。

次に、41頁、5番は、畑1千203㎡の売買です。6番は、田1千11㎡の売買です。7番は、田819㎡の贈与です。8番は、畑2千112㎡の売買です。9番は、畑1千823㎡の売買です。

次に、42頁、10番は、田457㎡の売買です。11番は、田927㎡、畑7千241㎡、計8千168㎡の売買です。

次に、43頁、12番は、畑2千883㎡の売買です。13番は、畑4千172㎡の売買です。14番は、田478㎡の売買です。15番は、田417㎡の贈与です。16番は、田900㎡の贈与です。

次に、44頁、17番は、畑514㎡の贈与です。18番は、田4千439㎡、畑2千360㎡、計6千799㎡の贈与です。19番は、畑304㎡の売買です。

次に、45頁、20番は、畑3千755㎡の売買です。21番は、畑867㎡の売買です。22番は、畑6千485㎡の売買です。23番は、畑1千491㎡の売買です。

次に、46頁、24番から26番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、46頁、24番から26番までを新原委員に、報告をお願いします。

新 原 議席番号7番、新原です。農地法第3条の申請に伴う現地調査を去る4月15日、記載の2名の委員と事務局で行いましたので報告します。

まず46頁24番ですが、下限面積の調査です。申請者は両親の農作業を手伝っており、農作業に必要な農機具は一式所有しておりました。両親は肉用牛の子牛生産で、母牛2頭を飼育されていました。取得後の農地には、飼料作物を作られるとのことでした。

次に、25番ですが、農業開始に伴う下限面積の調査です。申請者は親戚から農地を譲り受け、経験のある里芋を中心に栽培をし、今後農地の借り入れも進めていきたいと考えている方で、農作業に必要な農機具は、トラクター、管理機、田植機、稲刈り機等所有しておりました。

次に、26番ですが、下限面積の調査です。申請者は、夫婦で農業を営んでおり、取得する農地には、カボチャを中心に栽培するとのことでした。農作業に必要な農機具は、トラクター、耕耘機等がありました。

以上3件とも、農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められます。また、下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました26件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、48頁、議案第3号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第3号、48頁の1件です。1番は、当初の事業では4区画の宅地分譲を行う計画であり、許可後、造成が完了しましたが、隣接地について、新たに4区画の分譲を行う場合には、既に造成が完成している事業用地の通路を延長し、一体的に整備する必要があることから、事業計画の変更を行うものです。50頁、5条申請の2番と関連です。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました、1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、49頁、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第4号、49頁です。今回は1件、畑1筆991㎡となっています。1番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 　ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、49 頁、1 番を上之原委員に報告をお願いします。

上之原 　議席番号 5 番の上之原です。去る 4 月 15 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。49 頁の 1 番ですが、申請地は南町集落センターの南西側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が実施されているため、第 1 種農地と判断されます。

申請者は市内の会社役員で、これまで集落センターで空手教室を開いていましたが、床等の老朽化で危険であることから、申請者所有地に空手道場、駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所であり、調査員としては、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。以上、1 番については、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　49 頁の許可申請 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、50 頁、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　議案第 5 号、50 頁から 54 頁です。54 頁で説明します。今回は、田 1 筆 1 千 241 m²、畑 21 筆 2 万 7 千 567 m²、計 22 筆 2 万 8 千 808 m²となっています。

50 頁をご覧ください。1 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。2 番は、宅地分譲を行うもので、農地区分は 3 の 5 です。3 番、4 番は、太陽光発電施設を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

次の 5 番から 54 頁の 21 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、50 頁 5 番を榎原委員に、51 頁、6 番から 9 番までを障子田委員に、52 頁、10 番から 12 番までを立元委員に、52 頁、13 番から 16 番までを上之原委員に、53 頁、17 番から 54 頁、21 番までを釘田委員に報告をお願いします。

榎 原 　議席番号 19 番の榎原です。去る 3 月 14 日、記載の 3 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

50 頁の 5 番ですが、申請地は、吾平山陵の西側に位置する場所で、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりが少ないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の自営業者で、申

請地に太陽光発電施設を整備する計画です。付近は、小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、調査員としては、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。また、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

障子田 議席番号3番の障子田です。去る4月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

51頁の6番ですが、申請地は東原インターチェンジの南東側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申請者は市内で造園業をされており、隣接地の土地・建物を購入し、申請地に機械や道具を保管する倉庫を建築、整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、7番ですが、申請地は大黒小学校の西側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市内で太陽光発電事業を手広くされている法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、8番ですが、申請地はアジア太平洋農村研修村民族館の北西側に位置し、10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市内で太陽光発電事業を手広くされている法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、9番ですが、申請地は輝北町 朝倉公民館の北西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の畜産農家で、借家住まいのため農家住宅、車庫、駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、6番から9番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

立元 推進委員の立元です。去る4月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

52頁の10番ですが、申請地は、輝北町 日新集落研修館の北西側に位置する場所で、周囲は、10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は、市内の会

社員で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、事前着手されていたため、始末書が添付されております。

次に、11番ですが、申請地は串良町上小原下方限（しもほぎり）自治公民館の北側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市外に在住で、申請地を山林に整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、12番ですが、申請地は下小原公民館の西側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市外の会社員で、申請地に一般住宅、カーポートを整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、10番から12番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

上之原 議席番号5番の上之原です。去る4月15日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

52頁の13番ですが、申請地は鹿屋工業高校の南側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市外の自衛官で、申請地に一般住宅、カーポート、物置を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、14番ですが、申請地は南小学校の南側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は県外で太陽光発電事業を手広くされている法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、53頁の15番ですが、申請地は花岡学園の南側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市内の売電業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断

しました。

次に、16番ですが、申請地は上野町公民館の南側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市内の公務員で、申請地に一般住宅、カーポートを整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、13番から16番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

釘田 推進委員の釘田です。去る4月15日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

53頁の17番ですが、申請地は名貫町集落センターの西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市内で太陽光発電事業を手広くされている法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、18番ですが、申請地は大始良中学校の西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市内で太陽光発電事業を手広くされている法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、現地調査の時点で、シラスを入れてあることが判明したため、今回の申請に伴う始末書をもとめました。

次に、54頁の19番ですが、申請地は旧浜田小学校の北側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市内で太陽光発電事業を手広くされている法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、20番ですが、申請地は旧浜田小学校の南側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市内で太陽光発電事業を手広くされている法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、21番ですが、申請地は高牧自治公民館の南西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市内で太陽光発電事業を手広くされている法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、17番から21番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました、50頁から54頁までの許可申請21件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、55頁、議案第6号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　議案第6号 55頁から59頁です。55頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は、4件、畑1千751㎡となっています。次の56頁から59頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、55頁1番、2番を清水委員に、3番、4番を新村委員に報告をお願いします。

清水 　推進委員の清水です。去る4月12日、記載の2名の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、55頁の1番ですが、周辺図及び配置図は56頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、吾平町下名小学校の南西側に位置する場所で、周辺は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、市内在住の会社員で、現在、借家住まいのため、一般住宅を建設する計画です。申出地周辺は、集落が形成されており、第1種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、55頁の2番ですが、周辺図及び配置図は、57頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、吾平町下名小学校の南西側に位置し、先ほど報告しました1番の南側に隣接する場所で、周辺は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、市内在住の会社役員で、申出地は小学校に近く、借り手のニーズがあるため、共同住宅1棟を建築する計画です。申出地周辺は、集落が形成されており、第1種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上1番、2番の申し出については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、農地転用の許可見込みがあり、調査員としては、農振除外は支障がないと判断しました。以上です。

新 村 議席番号4番、新村です。清水委員に引き続きまして、農業振興地域整備計画の変更にかかる申請2件の現地調査を実施しましたので、申請地の周辺図と配置計画図を見ながら報告いたします。2件全てが、農用地区域からの変更、いわゆる農振除外になってきます。

まず3番の案件ですけれども、58頁の位置図と配置図で説明いたします。申請地は、周辺地図にあるとおり、吾平町下名小学校の西に位置しておりまして、周辺は、農地と住宅が混在している地域であります。東西間に農地の広がりがあり1種農地と思われまます。申請者は、申請地に一般住宅と車庫を建築するということですが、申請地周辺は農地の広がりがあるものの集落に接続した農地であることから、第1種農地の許可基準である1の3に該当すると思われまます。

次に4番の案件です。位置図と配置図は59頁です。申請地は鹿屋ハートセンターの西側に位置しておりまして、申請者は、ここに一般住宅を建築したいということでありました。位置図にあるとおり、周辺は西側への農地の広がりがあるものの、申請地の東側には住宅地があることから、第1種農地の許可基準である1の3に該当すると思われまます。いわゆる集落接続施設ということでありまます。以上、2件の調査報告を終わりますが、いずれの案件も農振法第13条第2項各号のすべての要件を満たすことから、除外については、適当であると判断いたしました。ただですね、この4番の案件調査で、現地で少し話をさせていただきましたが、従来鹿屋市においては、農用地区域外からの1辺接続の除外については、原則、不可としてきたのですけれども、今回の案件では、1辺接続であったにも関わらず、農林水産課の担当の話では、3戸連たんであり、県も認めてきているという主旨の話がありました。この案件はですね、この地図から見て取れるように、申請地の西側に広がりがある、農用地区域の広がりがあるのですけれども、この申請地の除外を認めていくと、いわゆる歯抜け除外をひき起こしかねない、今回の申請地周辺に、同じような申請があった場合には、同様に除外をせざるを得ないということによって、スプロール化をまねいていくのではないかとこの懸念があるというようなことで、農用地区域からの変更については、今後一定の基準をもって、公平に判断されるようにということ、当該の調査委員の清水委員とも話をさせていただきましたけれども、一応調査委員としては、このような意見を付しておきましようということで、双方で確認をしたところ、以上で終わります。

議 長 ただいま、説明、報告があった4件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、60 頁、議案第 7 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 7 号 60 頁です。今回は 2 件、畑 2 筆 1 千 124 ㎡です。すべて記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明ありましたが、引き続き調査がなされていますので、60 頁、1 番、2 番を上穂木委員に、報告をお願いします。

上穂木 推進委員の上穂木です。去る 4 月 15 日、記載の 2 名の委員と事務局で非農地証明に係る調査をしたので、報告いたします。

まず、60 頁の 1 番ですが、申請地は、串良町 B&G 海洋センターの南西に位置し、昭和 58 年から住宅敷地として利用しているとのことでした。建物の状況からしても 20 年以上経過していることが判断されました。また、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地として認定し、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 2 番ですが、申請地は細山田小学校の南東に位置し、平成 3 年から建物敷地として利用しているとのことでした。申請者は、手続き等全て終わっていると思っていたとのことですが、調べてみたら地目が「畑」のままだったので、今回、非農地証明願いを提出したとのことでした。建物の状況からしても 20 年以上経過していることが判断されました。また、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地として認定し、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 説明、報告があった 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、61 頁、議案第 8 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 8 号 61 頁から 87 頁です。今回新たに、譲渡希望が 73 頁、155 番から 157 番まで。次に、賃貸借希望が 86 頁、158 番から 162 番までですので、お目通しください。

以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

73 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、155 番から 157 番を榎原委員と清水委員にお願いします。

86 頁、賃貸借希望の 158 番から 160 番を畠井委員と西元委員に、161 番を榎原委員と清水委員に、162 番を上之原委員と永山委員にお願いします。

次に、88 頁、議案第 9 号「地籍調査事業に伴う地籍調査推進員の推薦について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 88 頁、議案第 9 号「平成 31 年度地籍調査事業に伴う地籍調査推進員の推薦について」説明いたします。

1 の提案理由としましては、平成 31 年 4 月 8 日付けで鹿屋市長から依頼があった国土調査法に基づく地籍調査事業に係る地籍調査推進員について、推薦を行うものです。推薦に当たっては、調査地区が南町の一部 1.11 k m²、下高隈町の一部 0.56 k m²、吾平町麓の一部 0.42 k m²となっており、それぞれの地区に精通している人で、各地区から 1 名、計 3 名の依頼があったものです。任期は、平成 31 年 5 月 31 日から平成 32 年 3 月 31 日までとなっております。このようなことから、2 の推薦する委員については、南町の一部は榎原委員に、下高隈町の一部は園田委員に、吾平町麓の一部は堀之内委員にお願いしたいと考えております。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、地籍調査推進員に鹿屋地区に榎原委員と園田委員、吾平地区に堀之内委員を推薦します。

次に、89 頁「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下 原 合意解約について、89 頁から 94 頁です。94 頁で説明します。

今回は 22 件、田 15 筆 1 万 6 千 973 m²、畑 19 筆 2 万 6 千 115 m²、計 34 筆 4 万 3 千 88 m²です。これらは全て、第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに、89 頁です。1 番は、借り手の変更。2 番は、中間管理機構への貸出しのため。3 番は、借り手の変更。

次に、90 頁、4 番は、借り手の変更。5 番から 7 番までは、売買のため。8 番は、借り手の都合。

次に、91 頁、9 番から 12 番までは、借り手の都合。

次に、92 頁、13 番は、借り手の都合。14 番は、借り手の変更。15 番は、貸し手の都合。
16 番は、借り手の変更。

次に、93 頁、17 番、18 番は、借り手の変更。19 番から 21 番までは、売買のため。

次に、94 頁、22 番は、売買のため。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、89 頁から、94 頁まで 22 件の合意解約です。

次に、別冊の「農地利用分配計画の許可について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

鳥 巢 3 頁から 17 頁までの農用地利用配分計画については、3 月総会で審議しましたが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の規定により、平成 31 年 3 月 28 日付けで 78 件の認可がございましたので報告します。内容については、お目通しください。

議 長 ただいまの報告のとおり、3 頁から 17 頁までの 78 件の分配計画です。

以上で、第 1 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

他になければ、事務局からの連絡事項をお願いします。

西 迫 事務局から、2 件ほど連絡事項があります。

先ず、霧島市視察研修の行程はお手元に配布してありますので御確認ください。文書に書いてありますとおり、どうしても研修に参加できない委員さんは必ず事務局へ連絡願います。

次に、農業委員会で知り得たことは、守秘義務の観点から外部に洩らさないようお願いいたします。

鳥 巢 利用権設定終了通知について、現在は認定農家の住所を基本に、担当委員に活動をお願いしていますが、借り手の認定農家が更新を行わない、借りない場合に、所有者、貸し手側から相談がきた時は、その農地がある担当委員に引き継ぎし、活動をお願いします。

局 長 5 月の調査委員を申し上げます。

5 月 14 日、火曜日、4 条・5 条の調査が西ノ原委員、徳田委員でございます。

5 月 14 日、火曜日、農振調査が倉田委員、西元委員でございます。

5 月 15 日、水曜日、4 条・5 条の調査が村山委員、鬼塚委員でございます。

5 月 15 日、水曜日、3 条調査が田中委員、村場委員でございます。

5 月の総会は、5 月 23 日、木曜日の 9 時からとなります。以上です。

議 長 他にありませんか。ないようですので、これをもって平成 31 年度第 1 回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

（ 閉 会 ）